

役員報酬等に関する規定

NPO法人

フードバンクネット西埼玉

役員報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、NPO法人フードバンクネット西埼玉（以下「当法人」という。）の定款第18条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬とは、当法人が役員に対し、その役務の対価として支払うものを行い、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費を行い、役員報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の額)

第3条 当法人の役員には報酬は定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は上限額を2,000円とする。
- (2) 前号の報酬額は理事会で決定する。

(報酬の計算期間及び支給日)

第4条 報酬の支給は、6月15日、または、本人が役員資格を有する最終月の15日に、本人の同意を得た場合は本人が指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことにより支払う。ただし、支払日が休日の場合はその前日とする。

(費用)

第5条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、当該役員より請求があった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用は現金をもって本人に支給する。ただし、現金の支給に代えて、本人が指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むこともできる。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

(規定の施行)

第1条 本規定は、2023年7月1日より施行する（2023年6月9日理事会決議）。

(規定の改廃)

第2条 本規定を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

(疑義等の解決)

第3条 本規定における疑義、解釈については代表理事が決定する。